

- 介護・看護職員の配置 3 : 1 以上
- 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）の基準
 - 介護・看護職員の配置 3.5 : 1 以上
- ハ 併設型短期入所生活介護費（Ⅲ）の基準
 - 介護・看護職員の配置 4.1 : 1 以上

4 短期入所療養介護

- (1) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 老人保健施設短期入所療養介護費の基準
 - イ 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - 看護・介護職員の配置が 3 : 1 以上であること
 - 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - 看護・介護職員の配置が 3.6 : 1 以上であること。
- ② 病院療養型病床群短期入所療養介護費の基準
 - イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 3 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 4 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - ハ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 5 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - ニ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 6 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
- ③ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費の基準

- イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- ロ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。
- ④ 痴呆疾患型短期入所療養介護費の基準
 - イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が8：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ⑤ 介護力強化型短期入所療養介護費の基準
 - イ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準

- (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

【基準案】

- 1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するものであること
- 2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること
 - イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものと対象者の標準を40床とすること。
 - ロ 痴呆専門棟に次の施設を有していること。
 - (1) 個室
 - 一般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者とのトラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること
 - (2) デイ・ルーム
 - 療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり2㎡以上とすること
 - (3) 家族介護教室
 - 老人の自立、家族への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を整えるものとし、30㎡以上の広さを有すること

- (3) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合する指定短期入所事業所にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減じる。

【基準案】

- ① 病院療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅰ)の基準
 - 転換型療養型病床群の廊下幅に係る経過措置の適用を受けていること(ロ又はハに該当する場合を除く)
 - ロ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅱ)の基準
 - 次のいずれかに該当すること(ハに該当する場合を除く)

- ・転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
- ・転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ・転換型療養型病床群の機能訓練室に係る経過措置を受けていること（＝40㎡以下であること）
- ハ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準
転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）
- ② 診療所療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
次のいずれかに該当すること（□に該当する場合を除く）
 - ・転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
 - ・転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
 - 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

<施設サービス>

1 介護福祉施設サービス

別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、介護福祉施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ② 小規模介護福祉施設サービス費の基準

- イ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
- ロ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
- ハ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ③ 旧措置介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - ロ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ④ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - ロ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上

2 介護保健施設サービス

- (1) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定

する。

【基準案】

介護保健施設サービス費の基準

イ 介護保健施設サービス費（Ⅰ）の基準

看護・介護職員の配置が3：1以上であること

ロ 介護保健施設サービス費（Ⅱ）の基準

看護・介護職員の配置が3.6：1以上であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

【基準案】

1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するものであること

2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること

イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものと対象者の標準を40床とすること。

ロ 痴呆専門棟に次の施設を有していること。

(1) 個室

一般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者とのトラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること

(2) デイ・ルーム

療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり2㎡以上とすること

(3) 家族介護教室

老人の自立、家族への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を整えるものとし、30㎡以上の広さを有すること

等

3 介護療養施設サービス

- (1) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設において、介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要

介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 療養型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ② 診療所介護療養施設サービス費の基準
 - イ 診療所介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - 療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - ロ 診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - 療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。
- ③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準

- (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ニ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が8：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ④ 介護力強化型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合する指定介護療養型医療施設にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減じる。

【基準案】

- ① 病院療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
 - 転換型療養型病床群の廊下幅に係る経過措置の適用を受けていること（ロ又はハに該当する場合を除く）
 - ロ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
 - 次のいずれかに該当すること（ハに該当する場合を除く）
 - ・転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けている

こと（＝4床を超えていること）

- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ・ 転換型療養型病床群の機能訓練室に係る経過措置を受けていること（＝40㎡以下であること）

ハ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準

転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

② 診療所療養型病床群療養環境減算の基準

イ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準

次のいずれかに該当すること（ロに該当する場合を除く）

- ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）

ロ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準

転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

介護療養型医療施設の介護報酬における特定診療費項目

特定診療費項目名	対応する診療報酬項目名	報酬額	内容
1 感染対策指導管理料	院内感染防止対策加算	150単位 (1月あたり)	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合
2 特定施設管理料①	重症者等療養環境特別加算	300単位(個室の場合、1日につき)、 150単位(2人部屋の場合、1日につき)	HIV感染者について、個室又は2人部屋において処遇した場合
特定施設管理料②	難病患者等入院診療料	250単位(1日につき)	HIV感染者が入院した場合(適切な診療等が行える体制を評価)
3 初期入院診療管理料	診療計画加算	250単位(診療内容に重要な変更があった場合には、入院後6月まで(2回))	入院後早期に、所定の診察、検査等を行って、診療方針を定め患者に対し文書で説明を行った場合(同一医療機関から転棟、転床した患者は除く。)
4 重症皮膚潰瘍指導管理料	重症皮膚潰瘍管理加算	540単位 (1月につき)	重症皮膚潰瘍を有している患者に対して計画的な医学的管理を行い、療養上必要な指導を行った場合
5 栄養食事指導料	入院栄養食事指導料	178単位 (月1回まで)	特別食を必要とするとする要介護者に対して、管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合
6 薬剤管理指導料	薬剤管理指導料	528単位 (月2回まで)	要介護者に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合
7 医療情報提供料	情報提供料	病院→病院又は診療所→診療所の場合は290単位、 病棟→診療所の場合は290単位 (1回につき)	要介護者の退院に際して、他の医療機関での診療の必要性を認めて診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合
8 単純エックス線診断・撮影料	エックス線診断料、エックス線撮影料、フィルム料	1回につき200単位	単純エックス線撮影を行い診断を行った場合
9 理学療法Ⅰ～Ⅳ	理学療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅳ	200～65単位 (1日あたり)	
10 作業療法Ⅰ～Ⅱ	作業療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅱ	200～160単位 (1日あたり)	
理学療法及び作業療法の加算①	老人リハビリテーション総合計画評価料	入院後2、3、6月に月1回限り480単位	
理学療法及び作業療法の加算②	老人リハビリテーション計画評価料	入院後2、3、6月に月1回限り150単位	
理学療法及び作業療法の加算③	入院生活リハビリテーション管理指導料	300単位 (1月につき)	
11 言語療法	言語療法(簡単なもの)	135単位 (1日あたり)	
12 摂食機能療法	摂食機能療法	185単位 (1日あたり)	
13 精神科作業療法	精神科作業療法	220単位 (1日あたり)	
14 痴呆性老人入院精神療法料	痴呆性老人入院精神療法	330単位 (1週間につき)	

1. 定数超過利用等により介護給付費がカットされるサービスの種類(案)

サービス種類
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護(老健)
〃 (病院)
〃 (診療所)
グループホーム
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設(病院)
〃 (診療所)

2. 職員が基準を満たさない場合に介護給付費がカットされるサービスの種類と対象職種(案)

サービス種類	対象職種
通所介護	看護職員・介護職員
通所リハビリテーション	医師・OT・PT・看護職員・介護職員
短期入所生活介護	看護職員・介護職員
短期入所療養介護(老健)	医師・看護職員・介護職員・OT・PT
〃 (病院)	医師・看護職員・介護職員
グループホーム	介護従業者
特定施設入所者生活介護	看護職員・介護職員
介護老人福祉施設	看護職員・介護職員・介護支援専門員
介護老人保健施設	医師・看護職員・介護職員・OT・PT・介護支援専門員
介護療養型医療施設(病院)	医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員

福祉用具貸与の特別地域加算の考え方(案)

- 福祉用具貸与の特別地域加算の仕組み
離島等に所在する福祉用具貸与事業所について、貸与の開始日の属する月に限り用具の往復の運搬に要する交通費の実費の範囲内で算定。

- 加算の考え方
他の訪問系サービスの特別地域加算の設定の考え方と異なり、加算できる限度を設定するものであること等を勘案し、福祉用具貸与の実態に即した限度を設定。

- 加算限度の案
当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に限り、交通費の実費を加算できるものとし、事業者における取扱いの現状を参考として、その限度は、月額レンタル料の「100分の100」とする。

(参考)

- 広域的に福祉用具レンタル事業を行う数社に確認したところ、離島等に納品する場合、各社とも実費相当額を徴収する取り扱いであった。
 - A社の例(平成9年及び10年における実績)
 - ・ 約100km離れた離島へ船で搬送したあるケース
- | | 加算された料金 | 月額レンタル料 |
|-------|---------|----------------|
| ベ ッ ド | 18,000円 | 15,000~18,000円 |
| 歩 行 器 | 2,500円 | 3,000円 |
- ※ フェリーを利用した場合に要したフェリー料金は、概ね3,000~7,000円